

参考資料 1

文部科学省「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」における
セグメント情報の開示に関する意見について

令和5年11月16日
日本私立大学協会

今般の私立学校法改正に伴い、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」において、セグメント情報開示の方向性を定めるにあたり、私立大学の視点から再度意見を申し上げる。

今回の検討会では、セグメント情報の区分方法について、拠点区分別（設置学校・附属機関別）を採用し、開示する方向で検討されているが、本協会では、セグメント情報は、学校法人の経営管理の側面において重要な指標であるものの、開示することによって必ずや表面的な数値が先走りし、マスコミ等による風評被害（学生運動や廃止論）を誘発するなど、多くの弊害を生むことを懸念している。また、区分方法と併せて検討されている配分基準の如何によっては、病院の有無など、各学校法人の形態によって及ぼす影響（私立大学等経常費補助金の配分方法含む）が異なってくるのではないかと憂慮している。

以上のことから、本協会としては、セグメント情報の開示について反対の意向であることには変わりはないが、今後も、開示を前提に検討されるのであれば、本検討会の取りまとめにおいては、現在示されている「セグメント情報の開示イメージ（修正案）」の例③を原則とすることで留め、それ以上の情報開示をするか否かについては、各学校法人に委ねることにするなどして、本検討会での取りまとめ以降、配分基準を含め引き続き十分かつ慎重な審議を重ねる必要があると考える。

加速度的な少子化の進行等により、私立大学を取り巻く経営環境が一層厳しさを増す中において、一部の大学を除き、物価変動等を加味した学費引上げは困難であり、部門ごとの採算を取ることが厳しい状況下において、それぞれの学校法人は、法人全体を俯瞰し経営の健全化を図るべく、各法人の経営方針のもと学校運営を行っていることにも十分配慮されたい。